

ダム水源地域重点公有化助成事業実施要綱

(総則)

- 第1条 この要綱は、ダム水源地域重点公有化助成事業（以下「公有化助成事業」という。）の実施について、必要な事項を定める。
- 2 ダム水源地域重点公有化助成事業補助金の事務の取扱いについては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）、ダム水源地域重点公有化助成事業補助金交付要綱（平成26年3月31日企画財政部長決裁。以下「補助要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(公有化助成事業の目的)

- 第2条 公有化助成事業は、ダム水源地域について水源が損なわれるような土地売買の事前届出等があった場合にそれを食い止めるため、ダム水源地域の市町による公有化を埼玉県（以下「県」という。）と埼玉県水源地域対策基金を積み立てている下流57市町で支援し、県民共有の財産であるダム水源地域を保全し、水源の安定確保に資することを目的とする。

(事業主体)

- 第3条 公有化助成事業の補助対象となる事業主体は、二瀬ダム、浦山ダム、滝沢ダム、合角ダム、有間ダム、下久保ダムの所在地である秩父市、飯能市、小鹿野町、神川町の水源地域4市町（以下「事業主体」という。）とする。

(補助の対象となる経費及び要件)

- 第4条 補助対象は、前条に掲げる各ダム上流の集水区域内の土地（以下「土地」という。）の取得等公有化に要する経費とする。
- 2 前項に規定する土地の地目は原則として「山林」、「保安林」、「原野」の3地目のいずれかに限るものとする。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この3地目以外の地目も対象とする。
- 3 知事は、次のいずれかに該当する場合に、第1項の経費を補助する対象とする。
- (1) 埼玉県水源地域保全条例（平成24年条例第22号）第7条第1項の規定に基づき「土地の所有権等の移転等の届出書」で土地所有権の移転の事前届出等が県になされた土地について、事業主体が水源が損なわれるような土地利用がなされる恐れのある土地売買であると認め、かつ、当該土地の公有化を決定した場合
 - (2) その他知事が特に必要と認める場合

(事業要望等)

- 第5条 事業主体は、公有化助成事業の要件に該当すると判断した場合には、様式第1号のダム水源地域重点公有化助成事業要望書（以下「事業要望書」という。）を作成し知事に提出するものとし、知事は当該事業要望書をダム水源地域重点公有化助成事業検討委員会の審議に付

すものとする。

- 2 知事は、ダム水源地域重点公有化助成事業検討委員会の意見を踏まえ、事業要望書を審査し、適当と認める場合は、予算の範囲内において事業の採択を決定し、事業主体に様式第2号のダム水源地域重点公有化助成事業承認書を通知するものとする。
- 3 知事は、前項の通知の際に必要な条件を付することができる。
- 4 前項の規定により条件が付された場合、事業主体は定められた期限までに、関係資料により、条件が成就したことを知事に報告しなければならない。
- 5 定められた期限までに事業主体が前項の報告を行わない場合又は第3項の条件が成就したことを知事が確認できない場合には、第2項の決定及び通知は効力を失うものとする。
- 6 第3項により条件を付した場合、知事は、条件が成就したことを確認した後に、補助等を行うものとする。

(土地の買取りに係る経費等)

第6条 土地の買取り及びそれらの土地の管理に係る経費は、補助要綱の規定に従い補助するものとする。

- 2 事業主体が公有化助成事業を実施する場合に必要な備品は、原則としてリース又はレンタルにより対応するものとする。ただし、やむをえず取得する場合は取得価格が50万円未満のものとし、50万円以上の備品の取得は認めないものとする。

(買取りに係る事務)

第7条 買取りに係る土地所有者等との交渉、土地の確定、測量、登記申請その他の事務は、事業主体が県と連携して行うものとする。

(買い取った土地の利用)

第8条 事業主体は、買い取った土地を水源地域としての水源涵養機能を損なわないように管理を行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項は、県が事業主体と協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。